

◎ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律

(平成一八年十一月二日法律第一〇三号) (参)

一、提案理由 (平成一八年十一月八日・参議院本会議)

○柏村武昭君

…………… (略) ……………

次に、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案について、外交防衛委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

昭和三十一年から昭和三十四年までの間に実施されたドミニカ共和国への移住は、国が企画及び立案を行い、財団法人日本海外協会連合会が移住者の募集等の実施事務を行うことによりその事業が進められてまいりました。

しかし、入植予定地の事前調査や移住条件についての情報提供が適切に行われなかったことなどにより、移住者の生活基盤の構築に多大な困難を生じさせ、移住者の方々は長年にわたる御労苦を余儀なくされてまいりました。このように、同国への移住については、他の移住先には見られない特有かつ特別の事情があったと認められます。

本法律案は、ドミニカ移住者の方々に多大な御労苦をお掛けしたことについて国として率直に反省し、また、移住者の努力に報い、移住者が幾多の苦境を乗り越えて我が国とドミニカ共和国との友好関係の発展に寄与してきたことに深い敬意を表するとともに、引き続き両国の良好な関係の発展に資するよう、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関し必要な措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、本法律案には特に前文を付し、本案制定に係る経緯及び趣旨を明記しております。

第二に、ドミニカ移住者又はその遺族に特別一時金を支給することとし、その特別一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて外務大臣が行うこととしております。

第三に、特別一時金の額は、ドミニカ移住者のうち、早期の帰国者、転住者の方は五十万円、それ以外の方は百二十万円としております。

さらに、移住事業の経緯及び実態、移住者の実情を明らかにするための諸活動について負担をする等、特別の労苦があった者として外務大臣が認める者には八十万円を加算することといたしております。

第四に、国は、ドミニカ共和国において移住者とその御家族の支援等を行う民間の団体の活動に対して援助など必要な施策を講ずるものとしております。

なお、この援助につきましては、先ほど説明いたしました移住事業の経緯や実情等を明らかにするための諸活動につき特別の負担をした方々の費用の一部を補てんする措置への援助として、総額で邦貨二千万円に相当する額の資金を国より供与することを含むことといたしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、昨七日、外交防衛委員会において、草案の提案者である尾辻秀久君からその趣旨及び主な内容について説明を聴取し、内閣から意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに可決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

二、衆議院外務委員長報告（平成一八年十一月一四日）

○山口泰明君 ただいま議題となりました三案件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

最後に、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十一年から昭和三十四年までの間に国が企画及び立案を行い、実施されたドミニカ共和国への移住事業において、移住者に多大な労苦をかけたことを国として率直に反省し、移住者の努力に報い、かつ、移住者が我が国とドミニカ共和国との友好関係の発展に寄与してきたことに敬意を表するため、移住者に対し、特別一時金の支給等を行うものであり、その主な内容は、

ドミニカ移住者またはその遺族に特別一時金を支給することとし、その支給を受ける権利の認定は外務大臣が行うこと、

特別一時金の額は、ドミニカ移住者のうち、早期の帰国者、転住者は五十万円、それ以外の者は百二十万円とすること

等であります。

……………（略）……………

また、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案は、参議院提出に係るもので、十一月八日本委員会に付託され、十日柏村参議院外交防衛委員長から提案理由の説明を聴取した後、採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

（注） 参議院においては、委員会の審査は省略された。